鰺ヶ沢町長が管理する公文書の開示等に関する規則

（平成１３年鰺ヶ沢町規則　３　号）

（趣旨）

第１条　この規則は、鰺ヶ沢町情報公開条例（平成１３年条例第１８号。以下「条例」という。）の規定による町長が管理する公文書の開示及び公文書の開示の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公文書の開示請求）

第２条　条例第５条の規定による請求書の提出は、公文書開示請求書（第１号様式）によるものとする。

（開示状況の公表）

第３条　条例第２７条の規定による公文書の開示の実施状況の公表は、その前年度における公文書の開示の状況を町広報に登載して行うものとする。

２　前項の公表は　次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　開示請求の件数及び開示等の決定の状況

(2)　開示請求の申出の件数及びこれに対する諾否の状況

(3)　開示等の決定について不服申立ての件数及びこれについての決定または採決の状況

(4)　その他必要と認める事項

附　　則

この規則は、平成１４年４月１日から施行する。